流域治水政策室　Youtubeチャンネル利用要領

（目的）

第１条　この要領は、滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室が流域治水や水害防止について動画共有サービスYoutubeを利用して情報発信するために、必要な事項を定めるものである。

（用語の定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1. Youtube　Youtube,Lcc.がインターネットにおいて提供する動画共有サービスをいう。
2. アカウント　Youtube上において動画を管理するために取得した権利およびユーザー名をいう。
3. 公式アカウント　流域治水政策室が管理するアカウントをいう。
4. 公式チャンネル　公式アカウントで管理され、流域治水政策室の動画が掲載されているチャンネルをいう。

（運用管理者）

第３条　公式アカウント、公式チャンネルの運用管理は流域治水政策室長（以下、「運用管理者」という。）が行う。

２　運用管理者は、公式アカウント、公式チャンネルの適切な運用を行うため、次の各号に掲げる事務を処理する。

1. Youtube上への情報の掲載および削除等の承認、指示
2. ユーザー情報やパスワード等の管理
3. 掲載情報に関する問い合わせおよび苦情等への対応
4. その他、適切な運用を行うために必要な事項

（掲載内容）

第４条　公式チャンネルでは次に掲げる情報を提供する。

1. 滋賀県の流域治水政策等に関する情報
2. その他運用管理者が適当と認めるもの

２　流域治水政策室が別途定める「流域治水政策室ソーシャルメディア利用ガイドライン」に基づき、適切な情報の提供に努める。

（アカウント運用者の明示）

第５条　なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、公式アカウントのユーザー名等を滋賀県ホームページ上に明示する。また、公式アカウントの自己紹介欄には、「流域治水政策室ソーシャルメディア利用ガイドライン」が閲覧できるアドレスを表記する。

（その他）

第６条　この要領に定めのない事項は流域治水政策室長が別に定める。

付則

本要領は平成３１年２月８日から施行する。